

秋田市地域公共交通協議会委員の報酬および費用弁償に関する規程新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、秋田市地域公共交通協議会規約第<u>10</u>条の規定に基づき、秋田市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の委員の報酬および費用弁償の額ならびにその支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第4条 (略)</p> <p><u>(分科会委員への適用)</u></p> <p>第5条 <u>前4条の規定は、秋田市地域公共交通協議会設置要綱第6条の規定による分科会委員（第2条に定める委員が所属する団体等から推薦した者に限る。）について適用する。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第<u>6</u>条</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、秋田市地域公共交通協議会規約第<u>9</u>条の規定に基づき、秋田市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の委員の報酬および費用弁償の額ならびにその支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第4条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第<u>5</u>条</p>